

最高裁秘書第1593号

令和3年5月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年5月20日に答申（令和3年度（最情）答申第1号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第31号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年12月18日（令和2年度（最情）諮詢第31号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（最情）答申第1号）

件名：日本弁護士連合会の特定の決議に関する文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答申書

第1 委員会の結論

「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議（平成30年5月25日の日弁連定期総会の決議）に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「平成30年5月30日付け日弁連法1第87号日本弁護士連合会会長参考「安心して修習に専念するための環境整備を更に進め、いわゆる谷間世代に対する施策を早期に実現することに力を尽くす決議について」」（以下、「本件開示文書」といい、本件開示文書添付の同決議を「本件決議」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年11月11日付け原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件決議が最高裁判所に送付されたことを受けて、最高裁判所の検討内容が記載されている文書が別に存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件決議は、日本弁護士連合会から最高裁判所に対して参考として送付されたものであり、また、その内容も最高裁判所に対して何らかの応答を求めるものではないことから、本件決議に関し、最高裁判所としての検討内容を記載した文書は作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 令和2年12月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和3年3月19日 | 審議 |
| ④ 同年5月14日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示文書は、最高裁判所長官宛てに送付された本件決議に係る文書であり、同文書には、本件決議について「御参考までに送付申し上げます」と記載されていること、また、本件決議の内容を確認すると、主に日本弁護士連合会が行う取組について記載されていることが認められる。

上記の記載内容を踏まえれば、本件決議は日本弁護士連合会から最高裁判所に対して参考として送付されたものであり、また、その内容も最高裁判所に対して何らかの応答を求めるものではないことから、本件決議に関し、最高裁判所としての検討内容を記載した文書は作成していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

委員員長 正門口人

委員長 戸雅子